地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

1 利用者負担についての意見等

地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて、長野市障害ふくしネットなどに資料を提供し、障害福祉サービスと整合を図るために、利用者負担割合を 10%とする案について説明し、意見を求めた。

移動支援サービス事業及び障害者タイムケア事業については、現在までは、 意見は寄せられていない。

訪問入浴サービス事業で障害児が利用している世帯や障害児自立サポート 事業を利用している世帯については、「子育てをしている世帯の負担が大きく なるので配慮をした方が良い。」という意見が支援者から出ている。

2 利用者負担の見直しの方向性について

障害福祉サービスについては、平成 19 年度には利用したサービス量に応じて、一律に 10%の利用料を負担する「応益負担」制度であったが、その後の改正により、利用した人の支払い能力に応じて 10%の利用料を負担する「応能負担」制度になっている。

また、障害福祉サービスの内容も徐々に充実し、新たなサービスが増えてきており、地域生活支援事業と類似するサービス (H23~同行援護、H24~放課後等デイサービス、児童発達支援など)がある。

地域生活支援事業は、市民税課税世帯については、利用したサービス量に応じて、平成19年度から5%の利用者負担をいただいており、障害福祉サービスの利用者負担割合10%との不整合が生じている。

このことから、移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業、障害児自立サポート事業について、各サービスの利用状況等を考慮し、障害福祉サービスと利用者負担割合を同一としたい。

ただし、子育て世帯の負担増に対応する激変緩和策を取り入れる。

3 地域生活支援事業の利用者負担見直しの内容

平成 28 年度から、移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業(障害者の利用世帯)、障害者タイムケア事業の市民税課税世帯の利用者負担割合を10%とする。(市民税非課税世帯は現行どおり負担無し。)

訪問入浴サービス事業(障害児の利用世帯)及び障害児自立サポート事業については、子育て世帯の負担の激変緩和策として、平成28年度から平成29年度までの2年間の利用者負担割合を8%、平成30年度からは10%とする。